

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成22年10月

和歌山県人事委員会

和人委第167号

平成22年10月13日

和歌山県議会議長 谷 洋 一 様
和歌山県知事 仁坂吉伸様

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、必要な措置をとられることを要請します。

別紙第1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等を決定する諸条件について、職員及び民間双方の給与等を調査・研究し、慎重に検討を行った。その結果は、次のとおりである。

1 職員の給与等

職員の給与等の実態は、「平成22年職員給与等実態調査」の結果によれば、平成22年4月1日現在で、次のようになっている。

(1) 職員数

職員の総数は、15,240人であり、従事する職務の種類に応じ、行政職、研究職、医療職、教育職員、警察官等の給料表が適用されており、そのうち行政職給料表が適用されている職員の数は、3,841人である。（参考資料第1表）

(2) 平均年齢

職員の平均年齢は、全職員については44.2歳、行政職給料表適用職員については42.6歳となっている。（参考資料第2表）

(3) 学歴別、性別人員構成

職員の学歴別人員構成は、大学卒75.7%、短大卒11.3%、高校卒12.8%、中学卒0.2%となっている。

また、職員の性別人員構成は、男性62.9%、女性37.1%となっている。

（参考資料第5表）

(4) 平均給与

職員の平均給与月額、全職員については397,322円、民間給与との比較対象となる行政職給料表適用職員については374,957円となっている。これらの

金額を昨年度のものと比較すると、全職員の平均給与月額は2,960円減少し、行政職給料表適用職員の平均給与月額は80円増加している。

なお、本年度の職員の給与については、職員の給与に関する条例等の特例措置により減額がなされており、当該減額措置がないものとした場合、全職員の平均給与月額については398,273円、行政職給料表適用職員については376,283円となる。これらの金額を昨年度のものと比較すると、それぞれ、6,134円及び2,668円減少している。
(参考資料第6表)

2 民間の給与等

(1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所236のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した118の事業所を対象に、「平成22年職種別民間給与実態調査」を実施した。調査では、公務と類似すると認められる78職種の約4,900人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地に詳細に調査した。

また、各民間企業における給与改定の状況や、雇用調整の実施状況等についても、引き続き調査を実施した。

(2) 調査の実施結果

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で19.2%（昨年16.0%）、高校卒で16.0%（同16.4%）となっている。
(参考資料第15表)

また、新規学卒の事務員及び技術者の本年4月における初任給の平均額は、大学卒で198,473円（昨年203,394円）、高校卒で156,339円（同159,994円）となっている。
(参考資料第13表)

イ 給与改定の状況

一般の従業員について、ベースアップを実施した事業所の割合は13.7%（昨年16.5%）となっており、昨年に比べて減少している。一方、ベース

アップを中止した事業所の割合は20.2%（同30.3%）、ベースダウンを実施した事業所はゼロ（同ゼロ）となっている。

また、一般の従業員について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は74.2%（昨年65.3%）、昇給額が昨年に比べて増額となっている事業所の割合は17.8%（同13.4%）と、それぞれ昨年に比べて増加している。

（別表第1、別表第2）

ウ 住宅手当の支給状況

住宅手当の支給状況を見ると、住宅手当を支給する事業所の割合は48.2%となっており、昨年（50.1%）と比べて減少している。また、自宅居住者に住宅手当を支給する事業所の割合は35.9%で、昨年（37.0%）と比べて減少している。なお、特に、自宅居住者に住宅手当を支給する事業所の割合については、平成15年に比べて14.8ポイント減少している。

（別表第3）

エ 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況を見ると、平成22年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は23.9%となっており、昨年（40.4%）に比べて減少している。雇用調整の措置内容をみると、採用の停止・抑制が最も多く、14.5%となっている。

（別表第4）

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会が、前述したそれぞれの調査の結果に基づき、職員にあっては行政職給料表の適用職員、民間にあってはこれに相当する職種の職務に従事する者について、責任の大きさ、学歴、年齢等の条件が同等と認められる者の相互の給与を比較し、較差を算出したところ、民間の給与が職員の給与を1人当たり平均にして916円上回っている（0.24%）ことが明らかとなった。

また、本年度の特例措置による減額がないものとして同様の比較を行うと、民間の給与が職員の給与を410円下回る（△0.11%）ことになる。（別表第5）

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与

等の特別給は、年間で平均所定内給与月額 \times 3.97月分に相当しており、職員の
期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.15月）を0.18月分下回っていた。

（別表第6）

4 物価及び生計費

総務省及び和歌山県企画部企画政策局調査統計課の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年同月に比べて全国で1.2%、和歌山市で1.1%の下落となっている。

また、本委員会が同省の家計調査（勤労者世帯）を基礎として算定した本年4月における和歌山市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ150,015円、166,055円及び182,102円となった。

（参考資料第22表、参考資料第23表）

5 国家公務員の給与等に関する報告及び勧告

人事院は、8月10日、国家公務員の給与等に関する報告及び勧告を国会及び内閣に対し行った。報告及び勧告の主な内容は次のとおりである。

- (1) 民間給与との較差（ Δ 0.19%）を解消するため、55歳を超える職員（行政職俸給表（一）5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く。）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給率を一定率で減額（ Δ 1.5%）するとともに、中高年齢層（40歳台以上）について俸給表を引下げ改定
- (2) 期末手当・勤勉手当（ボーナス）の引下げ（0.2月分）
- (3) 公務における高齢期雇用の基本的な方向及び定年延長に向けた制度見直しの骨格
- (4) 公務員人事管理に関する報告
 - ア 公務員の労働基本権問題の議論に向けた論点整理等
 - イ 国家公務員制度改革基本法に定める課題（採用試験の基本的な見直し等）
 - ウ その他の課題（非常勤職員制度の改善等）

また、人事院は、非常勤職員の仕事と育児の両立を図るため、国会及び内閣に対し、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行った。なお、これらの報告及び勧告並びに意見の申出の概要は、別記のとおりである。

6 む す び

(1) 給与の改定

職員の給与決定に関する基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

職員の給与については、本年も特例措置による減額が行われている。この措置が本県の厳しい財政状況によりとられている時限的な措置であることを考慮すれば、職員の給与を検討するに当たっては、昨年と同様に特例措置による減額がないとした場合の給与を基に比較することが適当である。その結果、本年4月の民間の給与が、職員の給与を下回る（△410円、△0.11%）こととなったので、本委員会としては、職員の給与を次のように改定する必要があると判断した。

まず、月例給の改定については、過去から均衡の原則に基づき、人事院勧告の内容を考慮し決定してきたところであるが、本年の人事院勧告の内容は、民間の給与水準を考慮し、当分の間、55歳を超える職員の俸給及び俸給の特別調整額の支給額の一定率を減額するとともに、併せて俸給表の引下げを行うものとなっている。また、官民較差を考慮し、一定率減額の対象職員から行政職俸給表(一)5級以下の職員を除くとともに、俸給表の引下げ対象を40歳台以上の職員としている。

本県の公民較差を解消するうえにおいて、人事院勧告の改定内容の中で、過去から最も考慮してきたものが俸給表の改定であることから、本年においても、人事院勧告の行政職俸給表(一)に準じて行政職給料表の改定を行うことが適当である。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表の改定内容に準じて改定する必要がある。ただし、医療職給料表(1)については、本県においても国と同様に、医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告に準じて、引下げ改定を行わないことが適当である。また、第2号任期付研究員（若手研究員）に適用される給料表についても、人事院勧告が、若手研究者を対象とした俸給表であ

る任期付研究員俸給表（若手育成型）について引下げを行わないこととしていることから、本県においても、人事院勧告に準じて、引下げ改定は行わないことが適当である。

また、上記の改定が行われることを踏まえ、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項から第11項までの規定による給料（経過措置額）についても、医療職給料表(1)適用職員及び第2号任期付研究員（若手研究員）を除き、引き下げることとする。引下げ後の経過措置額の算定の基礎となる額は、平成18年3月31日において受けていた給料月額に、その者に係る昨年の経過措置額の引下げ率（ $\Delta 0.15\%$ ）及び昨年と同様の方法により算定した本年の引下げ率（ $\Delta 0.17\%$ ）を考慮して定めた率を乗じて得た額とする。

この改定により、給料月額及び経過措置額の合計額（本年4月現在平均339,072円）は、平均319円の減（ $\Delta 0.08\%$ ）となる。このほか、給料の月額を算定基礎としている地域手当等の額が減少することにより、平均で7円の減となる。

次に、昨年の本委員会の報告において、自宅に係る住居手当について、民間や他府県の動向等を考慮し、廃止も含めて検討していく必要がある旨言及しているところであるが、以下のような状況が明らかとなった。

民間の自宅居住者に対する住宅手当の支給状況については、前述のとおり、昨年に比べて減少しており、また、過去数年間の調査においても減少の傾向を示している。

一方、他府県の状況については、本年4月から、約6割の団体において自宅に係る住居手当を廃止又は減額している。また、国は、昨年的人事院勧告に基づき、自宅に係る住居手当を昨年度から廃止したところである。

これらの状況を総合的に判断すると、自宅に係る住居手当については、廃止に向けて所要の見直しを行うことが適当である。なお、自宅に係る住居手当は公民比較の対象となる給与の一つであり、その改定については公民較差の範囲内で行う必要があるため、本年については、前述した較差を踏まえ、給料表及び経過措置額による減額分を考慮したうえで、手当の額を改定することとする。

なお、人事院勧告で当分の間、55歳を超え、行政職俸給表(一)6級以上の職員の俸給及び俸給の特別調整額の支給額の一定率を減額することとされているが、この措置については、前述した給料表の改定と自宅に係る住居手当の改定を行うことにより公民較差が解消できることから、本年においては行う必要がないと判断した。また、国の行政職俸給表(一)の改定に準じて本県の行政職給料表の改定を行うとした場合でも、55歳を超え6級以上の職員はすべて給料表が改定される職員であり、5級以下の職員より平均改定率が高いものとなっているため、人事院勧告の改定の趣旨に一定程度かなうものと考えられる。

期末手当・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とすることが適当である。本年度については、12月期の期末手当・勤勉手当から差し引くこととし、来年度以降については、人事院勧告に準じて6月期及び12月期における期末手当・勤勉手当の支給月数を定めることが適当である。

また、再任用職員の期末手当・勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を定めることが適当である。

これらの改定は、職員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための条例の規定は、遡及することなく施行日からの適用とする。なお、同条例の施行日については、減額改定に伴う日割計算などの事務の複雑化を避けるため、公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）とする。しかしながら、民間と公務の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からの年間給与において公務と民間の均衡を図る観点から所要の調整を行うことが、情勢適応の原則にもかなうものであるとする人事院の考え方を踏まえれば、本県においても年間で均衡させるための所要の措置を講ずることが適当であり、その具体的な年間の調整についても、人事院の調整方法を踏まえて行うことが適当である。また、行政職給料表以外の給料表についても、引下げ改定が行われない医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員（若手研究員）に適用される給料表を除き、行政職給料表と同様の調整を行うことが適当である。

単身赴任手当については、これまで人事院の見直しの動向を注視してきたところであるが、さらに引き続き人事院の動向を注視することとする。

ところで、平成14年度から実施されていた全ての職員に対して行われていた給与に対する特例措置による減額については、一般職員については、本年3月をもって終了したが、引き続き、管理職員のみを対象とした給与に対する特例措置による減額が行われている。管理職員以外の職員に対する特例措置の終了については評価できるものの、本委員会としては、諸情勢が整い次第、速やかに職員の給与が地方公務員法に定める給与決定の原則により措置するよう要望するものである。

(2) 超過勤務手当

月60時間を超える超過勤務に係る超過勤務手当の支給割合について、国においては、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正において、本年4月から引上げを行ったところであるが、人事院は、日曜日又はこれに相当する日の勤務の取扱いについては、民間企業の実態を踏まえて必要な見直しを行うこととしていたところである。

人事院による本年の職種別民間給与実態調査によると、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率を引き上げた企業のうち、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合が60.1%であった実態を踏まえ、人事院は、平成23年度から月60時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとすることを報告した。

一方、本県における前述の超過勤務手当の支給割合等の取扱いについては国と同様の規定としているところであるが、本委員会による職種別民間給与実態調査においても、法定休日の労働時間を月60時間の積算の基礎に含めるとしている事業所の従業員の割合が66.8%であったことから、本県においても、月60時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施することが適当である。

なお、民間においては、本年4月1日から、月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率について、2割5分を超える率とするよう努めなければならないとされたところであるが、人事院が本年4月の民間の状況は公務

において超過勤務手当の支給割合を引き上げる状況にはないとしていること及び本県民間の状況から、本県においても超過勤務手当の支給割合を引き上げる状況にはないと考える。(参考資料第21表)

(3) 給与構造改革

国においては、平成18年度から、給与構造改革として、俸給表水準の引下げを行うとともに、地域手当、本府省業務調整手当等の手当の新設、俸給の特別調整額の定額化等の施策が実施されてきたところである。本年度をもってこれらの施策の導入・実施が終了することとなるが、人事院では給与構造改革期間終了後の取組として、給与構造改革期間中に実施した昇給抑制の回復措置を実施することとしている。

本県においても、平成18年度から、基本的に国に準じて給料表水準の引下げ、地域手当の新設、管理職手当の定額化等の施策が実施されてきたところであり、本年度をもって国と同様に終了する。給与構造改革期間終了後の人事院の取組内容についても、本県における導入の経緯を踏まえて検討する必要がある。

(4) 公務運営の改善

公務運営について、改善を検討すべき事項と今後の課題は、次のとおりである。

ア 人材の確保

社会経済情勢が大きく変化し、行政課題が複雑・高度化する中、県政の諸課題の解決に向け、前向きに取り組むことのできる優秀な人材を確保することが重要な課題となっている。

職員採用Ⅰ種試験(大学卒業程度)において、平成19年度に受験年齢制限を緩和し、平成20年度に一般行政職の1次試験(筆記試験)合格者枠を拡大し、平成21年度には特筆すべき実績等を得る過程で培われた意欲・行動力・精神力を評価する一般行政職特別枠を設けるなど、多様な人材を確保するための取組を行ってきたところである。

今後も、更に効果的な採用試験の実施方法について、国及び他府県の動向

等を注視しつつ検討を進めていくこととする。

なお、より多くの受験者を確保することを目的として、和歌山市内や東京都内、関西圏の大学等で採用説明会を開催しているところであるが、更に内容を充実させ、情報提供を行っていくこととする。

イ 女性職員の登用の拡大

女性職員の登用については、これまでも男女共同参画の観点から様々な取組が進められているが、政策に多様な視点や新しい発想を導入するという観点からも、女性職員の登用の拡大は重要である。

今後も、仕事と生活の調和の実現、能力開発や能力発揮に対する支援の充実、職員の意識改革等の課題解決に努め、女性職員の登用の拡大に向けた取組を進めていく必要がある。

ウ 人事評価制度の充実

人事評価制度については、既に各任命権者において様々な取組が進められているところであるが、能力・実績に基づく人事管理の基礎となるものことから、評価基準や評価手続を始めとする制度の見直しを行い、信頼性をより一層高めていくことが求められている。

国家公務員における新たな人事評価制度の動向を注視しながら、職員の意欲の向上と組織の活性化につながる人事評価制度として、定着させていく必要がある。

エ 高齢期の雇用問題

本年人事院勧告において、国家公務員の定年延長に向けた制度見直しの骨格が示され、平成22年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行うとされたところである。

本県においては再任用制度が導入され、職員が高齢期の生活に不安を覚えることのないよう環境整備が図られているところであるが、定年延長について、国の動向を注視しながら、対応を検討していく必要がある。

オ 地方公務員の労働基本権問題

公務員の労働基本権問題については、国家公務員制度改革基本法により、

国家公務員の労働基本権の在り方の検討とともに、地方公務員の労働基本権の在り方についてもこれと整合性をもって検討することとされていたところであるが、同法に基づき設置された国家公務員制度改革推進本部の労使関係制度検討委員会の報告書によれば、地方公務員の労働基本権の付与については、地方制度上特有の事情も踏まえ、必要な検討を行うことが適当である旨示されたところである。本委員会においても、その後の政府の動向を注視していたところであるが、引き続き、その動向を注視していくこととする。

一方、本年の人事院の公務員人事管理に関する報告において、労働基本権問題についての基本的な論点整理等が行われており、併せて留意する必要がある。

カ 勤務環境の整備

(7) 超過勤務の縮減と年次有給休暇の取得促進

超過勤務の縮減については、職員の心身の健康保持、労働意欲や活力の維持など、また、公務能率の向上の観点からも、繰り返し要請してきたところであるが、昨年は、新型インフルエンザの対策など、予期できない超過勤務の発生も見られ、一昨年よりも超過勤務が増加している実態がある。

各任命権者においても、その縮減の必要性を認識し、管理職員に対し、具体的な方策を講じ、その徹底を図るよう、今まで以上に強く指示しているところであり、その取組の効果を注視していくこととする。一方、管理職員にあっては、その取組を実効あるものにするために、引き続き、効率的な業務の執行を図るとともに、原則として勤務時間外や休日に会議を行わないこと、また、自ら、早期退庁に努めるなど率先して取り組むことが求められる。さらに、職員一人ひとりにおいても、引き続き効率的・計画的に業務を行うとともに、自己の働き方を常に見直し、改善していく必要がある。

また、年次有給休暇の取得促進についても、各任命権者において、粘り強く、様々な取組がなされているが、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・連続的使用の促進に一層取り組む必要がある。

(4) 両立支援の推進

各任命権者においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、特定事業

主行動計画の後期計画が策定され、本年4月から運用されているところであるが、それらの計画において制度を充実する項目として記述されている育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期の休暇の制度の導入並びに子の看護休暇の期間等の拡充については、民間企業や国家公務員に遅れることなく6月に導入されたところである。

また、計画期間については、本年4月から平成27年3月31日までの5年間となっているところであるが、計画に掲げられている育児休業等の取得率の向上など、目標の達成に向け、引き続き、取り組んでいく必要がある。

(ウ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくり対策については、重要な課題として、これまで任命権者において、メンタルヘルス相談やメンタルヘルスに関する研修など、様々な取組が行われてきているが、心の疾病による長期病休者は、依然として増加している状況であり、引き続きこれらの取組を推進していく必要がある。また、職員の円滑な職場復帰を支援するため、職場復帰支援要綱などが整備され、支援制度が運用されてきているが、引き続きその充実に努めていく必要がある。

一方、人事院において、長期病休者が増加している状況を踏まえ、病気休暇の上限期間の設定などを内容とする病気休暇制度の見直しが予定されているところであるが、その動向について注視する必要がある。

(5) おわりに

職員の給与及び公務運営の在り方について改定・検討を要すべき事項は、以上のとおりである。

人事委員会勧告は、労働基本権が制約されている職員の適正な勤務条件の確保を目的として、地方公務員法に定める給与、勤務時間その他の勤務条件決定の諸原則に基づき行っているものである。

県議会及び知事におかれては、このような報告・勧告を行うに至った経緯及び情勢を十分に認識されるとともに、人事委員会勧告制度の意義及び果たしている役割に深い理解を示され、本報告及び勧告に基づき、適切な措置をとられるよう要請する。

別表第1 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	13.7	20.2	—	66.1
課長級	14.8	14.6	—	70.6

別表第2 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	76.9	74.2	17.8	3.5	52.9	2.7	23.1
課長級	70.3	67.7	11.5	3.4	52.8	2.6	29.7

(注) ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

別表第3 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

項目 年	住宅手当を支給する事業所	自宅居住者に住宅手当を 支給する事業所
H15	53.4	50.7
H20	51.0	39.6
H21	50.1	37.0
H22	48.2	35.9

別表第4 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

雇用調整の内容	実施事業所割合
採用の停止・抑制	14.5
転籍出向	3.7
希望退職者の募集	6.4
正社員の解雇	-
部門の整理閉鎖・部門間の配転	4.5
業務の外部委託・一部職種の非正規社員への転換	4.7
残業の規制	5.4
一時帰休・休業	5.4
ワークシェアリング	1.2
賃金カット	2.6
雇用調整を実施した事業所割合	23.9

(注) 1 平成22年1月以降の実施状況である。
2 項目については、複数回答である。

別表第5 職員の給与と民間の給与との比較

職種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,873 円	374,957 円	916 円 (0.24%)
		376,283 円	△410 円 (△0.11%)

(注) 職員の給与の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、
下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

「職員の給与(B)」の内訳

給与種目	平成22年	平成21年
給料	338,080 円	337,660 円
	339,406	341,734
扶養手当	12,987	13,014
地域手当	9,242	9,683
住居手当	4,989	4,949
管理職手当	9,050	8,907
その他の	609	664
合計	374,957 376,283	374,877 378,951

(注) 1 給料には、給料の調整額及び平成18年切替に伴う現給保障の経過措置額を含む。
2 給料及び合計の欄の上段は給与条例の特例措置により実際に支払われた額であり、下段は給与条例の特例措置の適用がないものとした場合の額である。

別表第6 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期(A ₁)	359,952 円
	上半期(A ₂)	365,416 円
特別給の支給額	下半期(B ₁)	722,535 円
	上半期(B ₂)	714,753 円
特別給の支給割合	下半期(B ₁ /A ₁)	2.01 月分
	上半期(B ₂ /A ₂)	1.96 月分
	計	3.97 月分

- (注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。
- 2 所定内給与月額とは毎月きまって支給する給与総額から時間外手当額を差し引いたものであり、特別給とは賞与及び臨時給与をいう。

別記

国家公務員の給与等に関する報告及び勧告並びに国家公務員の 育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の概要

○給与勧告

I 給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約11,100民間事業所の約45万人の個人別給与を実地調査（完了率89.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分給与を調査（ベア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映）し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

○民間給与との較差 $\Delta 757$ 円 $\Delta 0.19\%$

〔行政職俸給表(一)…現行給与395,666円 平均年齢41.9歳〕

〔 俸給 $\Delta 637$ 円 俸給の特別調整額 $\Delta 51$ 円
はね返し分(注) $\Delta 69$ 円 〕

(注)地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

〈ボーナス〉昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間支給月数を比較

○民間の支給割合 3.97月（公務の支給月数 4.15月）

2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉民間給与との較差（マイナス）を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55歳を超える職員（行政職俸給表(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く）について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額（ $\Delta 1.5\%$ ）

※ 医療職(一)（人材確保のため）、指定職（一官一給与のため）等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

① 行政職俸給表(一) (1)による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ（平均改定率 $\Delta 0.1\%$ ）。その際、中高年齢層（40歳台以上）が受ける俸給月額に限定して引下げ

② 指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ（ $\Delta 0.2\%$ ）

③ その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ（医療職俸給表(一)等は除

外)

※ 給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

※ 専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告

(3) 委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ
(35,200円→35,100円)

〈期末・勤勉手当（ボーナス）〉 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分→3.95月分
(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
22年度 期末手当 勤勉手当	1.25月 (支給済み) 0.7月 (支給済み)	1.35月 (現行1.5月) 0.65月 (現行0.7月)
23年度 以降 期末手当 勤勉手当	1.225月 0.675月	1.375月 0.675月

【実施時期等】 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（△0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

〈超過勤務手当等〉 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

III 給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号俸回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保障の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

IV 高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇

用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態

- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引き下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組みとともに、短時間勤務等多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

○公務員人事管理に関する報告

I 公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴

公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み（内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する）と特徴（市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違）を十分踏まえて行う必要

2 自律的労使関係制度の在り方 ～基本権制約の程度等に応じたパターン

パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在

パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要

パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化

パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用

3 自律的労使関係制度の在り方を議論する際の論点

- ・ 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保
- ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
- ・ 交渉当局の体制整備
- ・ 付与する職員の範囲
- ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
- ・ 職員団体の代表性の確保

4 検討の進め方

基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便益・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

II 基本法に定める課題についての取組

1 採用試験の基本的な見直し

- ・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
 - ・ 意見公募手続（本年6月）を経て、新たな試験制度の全体像を提示
 - － 現行のⅠ種・Ⅱ種・Ⅲ種試験を廃止し、試験体系を再編
- | | |
|----------------------|----------|
| *総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験 | *専門職試験 |
| *一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等 | *経験者採用試験 |
- ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備

2 時代の要請に応じた公務員の育成

- ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
- ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研究員制度において博士号を取得させるための方策を検討

3 官民人事交流等の推進

- ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
- ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討

4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等

各方面への意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

III その他の課題についての取組

1 非常勤職員制度の改善

(1) 日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し

日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施

(2) 非常勤職員の育児休業等

育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置

2 超過勤務の縮減

府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要

3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進

- ・ 心の健康の問題による長期病休者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
- ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

○国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

1 非常勤職員の育児休業

(1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考） 育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
 - ② 子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員
 - ③ 子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員
 - ④ 1週間の勤務日数が2日以下である職員
- 等を予定

(2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

（参考） 継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

- ① 保育所入所を希望しているが、入所できない場合
 - ② 配偶者が死亡した場合
 - ③ 配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合
- 等を予定

2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができること

（参考） 育児時間をするすることができない非常勤職員としては、請求時に、

- ① 引き続き任用された期間が1年に満たない職員
 - ② 1週間の勤務日数が2日以下である職員
- 等を予定

3 実施時期

平成23年4月1日から実施

（参考） このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。

別紙第2

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与について、次のとおり改定措置をとられるよう勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表について

ア 次に掲げる現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

- (ア) 行政職給料表
- (イ) 研究職給料表
- (ウ) 医療職給料表(2)
- (エ) 医療職給料表(3)
- (オ) 高等学校等教育職員給料表
- (カ) 中学校教育職員給料表
- (キ) 小学校、中学校等教育職員給料表
- (ク) 高等学校等教育職員給料表（市町村立学校職員に適用されるもの）
- (ケ) 学校栄養職員給料表
- (コ) 警察官給料表

イ 現行の任期付研究員（第2号任期付研究員を除く。）に適用される給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 現行の特定任期付職員に適用される給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 現行の特定業務等従事任期付職員に適用される給料表（特定業務等従事任

期付職員医療職給料表(1)を除く。)を別記第4のとおり改定すること。

- オ 現行の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用される給料表(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(1)を除く。)を別記第5のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 住居手当について

自らの所有に係る住宅に居住している職員で世帯主であるものに対する手当の月額を3,400円とし、単身赴任手当を支給される職員で、その所有に係る住宅に配偶者が居住しているものに係る手当の月額を1,700円とすること。

イ 任期付研究員及び特定任期付職員以外の職員の期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成22年12月期以降の支給割合

a b以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.35月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.65月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.3月分とすること。

b 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.15月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分及び1.375月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.325月分とすること。

b 特定幹部職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.025月分及び1.175月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.875月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当について

(7) 平成22年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

(イ) 平成23年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.4月分及び1.55月分とすること。

2 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第45号）の規定による経過措置額の算定の基礎となる額の調整

平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（この改定の実施の日において次に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額にそれぞれ次に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

- (1) 平成21年12月1日において現行の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項、教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第7号）附則第8項、警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第49号）附則第9項及び市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(平成18年和歌山県条例第45号) 附則第8項に規定する減額改定対象職員であった者(2)において「平成21年度減額改定対象職員」という。) 100分の99.68

(2) 平成21年度減額改定対象職員以外の職員(医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員を除く。) 100分の99.83

3 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。ただし、1の(2)のイの(イ)及び1の(2)のウの(イ)については、平成23年4月1日から実施すること。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置

平成22年12月に支給する期末手当については、人事院勧告による同手当に関する特例措置の内容を考慮し、所要の措置を講ずること。

別記第1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	541,200
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	542,100
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	543,000
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	544,000
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	481,300	545,000
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	482,100	546,000
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	483,000	547,000
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	484,000	548,000
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	485,000	549,000
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	486,000	550,000
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	487,000	551,000
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	488,000	552,000
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	489,000	553,000
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	490,000	554,000
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	491,000	555,000
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	492,000	556,000
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	493,000	557,000
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	494,000	558,000
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	495,000	559,000
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	496,000	560,000
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000	459,000	497,000	561,000
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700	459,600	498,000	562,000
64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400	460,200	499,000	563,000	

65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86	239,700	295,700	344,500	385,700					
87	240,400	296,100	345,000	386,300					
88	241,100	296,500	345,500	386,900					
89	241,900	296,800	345,900	387,600					
90	242,400	297,200	346,400	388,200					
91	242,900	297,600	346,900	388,800					
92	243,400	298,000	347,400	389,400					
93	243,700	298,200	347,700	390,100					
94		298,600	348,200						
95		299,000	348,700						
96		299,400	349,200						
97		299,600	349,500						
98		300,000	350,000						
99		300,400	350,500						
100		300,800	351,000						
101		301,000	351,300						
102		301,400	351,700						
103		301,800	352,100						
104		302,200	352,500						
105		302,400	353,000						
106		302,800	353,400						
107		303,200	353,800						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200	355,100						
111		304,600	355,500						
112		305,000	355,900						
113		305,200	356,400						
114		305,600							
115		306,000							
116		306,400							
117		306,600							
118		306,900							
119		307,200							
120		307,500							
121		307,900							
122		308,200							
123		308,500							
124		308,800							
125		309,200							
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、附則第9項に規定する職員を除く。

研 究 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
再	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
任	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
用	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
職	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
員	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
以	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
外	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
の	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000
職	41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
員	45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
の	49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
員	53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400

65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
74	262,600	321,400	394,600		
75	264,000	322,500	395,300		
76	265,400	323,600	396,000		
77	266,500	324,700	396,800		
78	267,800	325,700	397,400		
79	269,100	326,700	398,100		
80	270,400	327,700	398,800		
81	271,800	328,800	399,500		
82	273,100	329,600	400,200		
83	274,400	330,300	400,900		
84	275,700	331,100	401,600		
85	276,900	332,000	402,200		
86	278,200	332,600	402,900		
87	279,500	333,200	403,600		
88	280,800	333,800	404,300		
89	281,900	334,200	404,900		
90	283,100	334,800			
91	284,300	335,400			
92	285,500	336,000			
93	286,600	336,400			
94	287,600	336,900			
95	288,600	337,400			
96	289,600	337,900			
97	290,200	338,500			
98	291,100	339,000			
99	292,000	339,500			
100	292,900	340,000			
101	293,800	340,600			
102	294,500	341,100			
103	295,200	341,600			
104	295,900	342,100			
105	296,700	342,700			
106	297,200	343,200			
107	297,700	343,700			
108	298,200	344,200			
109	298,700	344,800			
110	299,100	345,300			
111	299,500	345,800			
112	299,900	346,300			
113	300,300	346,900			
114	300,700	347,400			
115	301,100	347,900			
116	301,500	348,400			
117	301,900	349,000			
118	302,300	349,500			
119	302,700	350,000			
120	303,100	350,500			
121	303,400	351,100			
再任用職員	216,300	262,000	288,000	331,400	391,600

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,200
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	377,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,800
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900	386,200	434,800
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600	398,200	445,300
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300	399,400	446,100
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300	402,800	448,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,800	451,300
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200	
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900	
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600	
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200	
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900	
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600	
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300	
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800	
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400	
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100	
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,800	

65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300	
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900		
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600		
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300		
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800		
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400		
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000		
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600		
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300		
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900		
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500		
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100		
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800		
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400		
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000		
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600		
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300		
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900		
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500		
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100		
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800		
86		292,200	329,700	351,600			
87		292,500	330,000	352,000			
88		292,800	330,400	352,400			
89		293,200	330,900	352,900			
90		293,500	331,300	353,300			
91		293,800	331,700	353,700			
92		294,100	332,100	354,100			
93		294,500	332,600	354,600			
94		294,800	332,900	355,000			
95		295,100	333,300	355,400			
96		295,400	333,700	355,800			
97		295,800	333,900	356,300			
98		296,100	334,300	356,700			
99		296,400	334,700	357,100			
100		296,700	335,100	357,500			
101		297,100	335,300	358,000			
102		297,400	335,700	358,400			
103		297,700	336,100	358,800			
104		298,000	336,500	359,200			
105		298,300	336,700	359,700			
106			337,100				
107			337,500				
108			337,900				
109			338,100				
110			338,500				
111			338,900				
112			339,300				
113			339,500				
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400	328,300	371,400

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外 の職員	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400	391,000
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700
	45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200
	46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800
	47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400
	48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000
	49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700
	50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,300
	51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900
	52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500
	53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000
	54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500
	55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000
	56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500
	57	239,500	268,300	311,600	338,600	377,400	437,800
	58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	438,700
	59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	439,600
	60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500
	61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400
	62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,300
	63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200
	64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100

65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000
66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800
67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600
68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400
69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200
70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400	
71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100	
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800	
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600	
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200	
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800	
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400	
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000	
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600	
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200	
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800	
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300	
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900	
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500	
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100	
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600	
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200	
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800	
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400	
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	
94	283,600	318,200	353,600	372,900		
95	284,600	319,000	354,300	373,400		
96	285,600	319,800	355,000	373,900		
97	286,500	320,500	355,500	374,500		
98	287,300	321,200	356,000	375,000		
99	288,100	321,900	356,500	375,500		
100	289,000	322,600	357,000	376,000		
101	289,800	323,100	357,600	376,600		
102	290,600	323,700	358,100	377,100		
103	291,400	324,300	358,600	377,600		
104	292,200	324,900	359,100	378,100		
105	292,900	325,300	359,700	378,700		
106	293,400	325,800	360,200	379,200		
107	293,900	326,300	360,700	379,700		
108	294,400	326,800	361,200	380,200		
109	294,900	327,300	361,700	380,800		
110	295,300	327,700	362,200	381,300		
111	295,700	328,100	362,700	381,800		
112	296,100	328,500	363,200	382,300		
113	296,500	328,900	363,700	382,900		
114	296,900	329,300	364,200			
115	297,300	329,700	364,700			
116	297,700	330,000	365,100			
117	298,000	330,300	365,500			
118	298,400	330,700	366,000			
119	298,800	331,100	366,500			
120	299,200	331,500	367,000			
121	299,500	331,700	367,400			
122	299,900	332,100	367,900			
123	300,300	332,500	368,400			
124	300,700	332,900	368,900			
125	300,900	333,100	369,300			
126	301,300	333,500				
127	301,700	333,900				
128	302,100	334,300				
129	302,300	334,600				
130	302,700	335,000				
131	303,100	335,400				
132	303,500	335,800				
133	303,700	336,100				
134	304,100	336,500				
135	304,500	336,900				
136	304,900	337,300				

137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						
再任用職員	233,800	258,600	266,000	276,400	293,600	331,700	

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

高等学校等教育職員給料表

(教育職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
再	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
任	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
用	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
職	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
員	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
外	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	
	49	237,600	306,600	423,400	
	50	239,300	309,100	425,000	
職	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
員	57	250,600	325,400	436,400	
	58	252,200	327,600	438,000	
	59	253,800	329,800	439,500	
	60	255,400	331,900	441,100	
	61	257,000	334,100	442,800	
	62	258,600	336,300	444,400	
	63	260,200	338,500	446,000	
	64	261,700	340,700	447,600	

65	263,200	342,900	449,300
66	264,900	345,100	450,900
67	266,500	347,300	452,500
68	268,200	349,500	454,100
69	269,700	351,500	455,700
70	271,200	353,600	457,300
71	272,700	355,700	458,900
72	274,200	357,800	460,500
73	275,500	359,600	462,000
74	276,900	361,500	463,000
75	278,300	363,500	464,000
76	279,700	365,400	465,000
77	281,100	367,400	465,800
78	282,300	369,100	
79	283,500	370,800	
80	284,700	372,500	
81	286,000	374,200	
82	287,200	375,700	
83	288,400	377,200	
84	289,600	378,700	
85	290,900	380,200	
86	292,100	381,700	
87	293,300	383,200	
88	294,500	384,700	
89	295,700	386,100	
90	296,900	387,500	
91	298,100	388,900	
92	299,300	390,300	
93	300,100	391,800	
94	301,300	393,100	
95	302,500	394,400	
96	303,700	395,700	
97	304,700	397,100	
98	305,800	398,100	
99	306,900	399,200	
100	308,000	400,300	
101	308,900	401,400	
102	310,000	402,500	
103	311,100	403,600	
104	312,200	404,700	
105	313,100	405,600	
106	314,000	406,600	
107	314,900	407,600	
108	315,800	408,600	
109	316,800	409,500	
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	
124	325,000	420,700	
125	325,600	421,100	
126	326,000	421,600	
127	326,400	422,100	
128	326,800	422,600	
129	327,100	423,000	
130	327,500	423,500	
131	327,900	424,000	
132	328,300	424,500	
133	328,500	424,900	
134	328,800	425,400	
135	329,100	425,900	
136	329,400	426,400	

	137	329,800	426,800		
	138	330,000			
	139	330,300			
	140	330,600			
	141	330,900			
	142	331,200			
	143	331,500			
	144	331,800			
	145	332,100			
	146	332,400			
	147	332,700			
	148	333,000			
	149	333,200			
	150	333,500			
	151	333,800			
	152	334,100			
	153	334,300			
再任用職員		234,700	278,600	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

中 学 校 教 育 職 員 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
再	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
任	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
用	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
職	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
員	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
員	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
	31	205,800	227,300	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	362,100	456,300
以	33	209,000	232,800	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	369,300	460,200
外	37	215,700	244,300	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
の	41	222,600	255,500	377,400	
	42	224,400	258,100	378,900	
	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
職	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
員	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
	53	243,100	286,100	395,900	
	54	244,800	288,700	397,300	
	55	246,400	291,200	398,600	
	56	248,100	293,700	399,900	
	57	249,600	296,000	401,400	
	58	251,100	298,700	402,800	
	59	252,600	301,400	404,200	
	60	254,100	304,100	405,600	
	61	255,700	306,600	406,900	
	62	257,200	309,100	408,300	
	63	258,700	311,600	409,700	
	64	260,100	314,100	411,100	

65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700
68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200
85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,700	
98	299,900	375,800	
99	300,700	376,900	
100	301,500	378,000	
101	302,400	379,200	
102	302,900	380,300	
103	303,400	381,400	
104	303,900	382,500	
105	304,400	383,500	
106	304,800	384,500	
107	305,200	385,400	
108	305,600	386,400	
109	305,800	387,300	
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126		401,700	
127		402,400	
128		403,100	
129		403,900	
130		404,600	
131		405,300	
132		406,000	
133		406,500	
134		407,100	
135		407,700	
136		408,300	

	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
再任用職員		225,800	275,200	329,800	412,700

備考 この表の適用をうける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

小学校、中学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再	1	148,800	164,400	285,600	412,700
	2	150,300	166,500	288,700	414,300
	3	151,800	168,600	291,800	415,900
	4	153,300	170,800	294,900	417,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,200
	6	156,800	175,000	300,700	420,800
任	7	158,600	177,200	303,800	422,400
	8	160,400	179,400	306,900	424,000
	9	162,200	181,700	309,900	425,500
	10	164,300	184,500	312,800	426,900
	11	166,300	187,200	315,700	428,300
	12	168,300	189,900	318,600	429,700
用	13	170,300	192,800	321,400	431,100
	14	172,500	194,500	323,700	432,500
	15	174,700	196,200	326,000	433,900
	16	176,900	197,900	328,300	435,300
	17	179,200	199,700	330,600	436,600
	18	181,800	201,400	332,900	438,000
職	19	184,300	203,100	335,200	439,300
	20	186,800	204,800	337,500	440,700
	21	189,300	206,600	339,800	442,000
	22	191,000	208,500	342,100	443,400
	23	192,700	210,400	344,400	444,800
	24	194,400	212,300	346,700	446,200
員	25	195,900	214,000	348,900	447,500
	26	197,500	216,000	350,800	448,800
	27	199,100	218,000	352,700	450,100
	28	200,700	220,000	354,600	451,400
	29	202,400	221,900	356,500	452,700
	30	204,100	224,600	358,400	453,900
以	31	205,800	227,300	360,200	455,100
	32	207,500	230,000	362,100	456,300
	33	209,000	232,800	363,900	457,500
	34	210,700	235,700	365,700	458,400
	35	212,400	238,600	367,500	459,300
	36	214,100	241,500	369,300	460,200
外	37	215,700	244,300	371,200	461,100
	38	217,400	247,100	372,800	
	39	219,100	249,900	374,400	
	40	220,800	252,700	376,000	
	41	222,600	255,500	377,400	
	42	224,400	258,100	378,900	
の	43	226,200	260,700	380,400	
	44	228,000	263,300	381,900	
	45	229,900	265,700	383,500	
	46	231,600	268,300	385,100	
	47	233,300	270,800	386,700	
	48	235,000	273,300	388,300	
職	49	236,700	275,800	389,800	
	50	238,400	278,400	391,300	
	51	240,100	281,000	392,800	
	52	241,800	283,600	394,300	
	53	243,100	286,100	395,900	
	54	244,800	288,700	397,300	
員	55	246,400	291,200	398,600	
	56	248,100	293,700	399,900	
	57	249,600	296,000	401,400	
	58	251,100	298,700	402,800	
	59	252,600	301,400	404,200	
	60	254,100	304,100	405,600	
	61	255,700	306,600	406,900	
	62	257,200	309,100	408,300	
	63	258,700	311,600	409,700	
	64	260,100	314,100	411,100	

65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700
68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200
85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,700	
98	299,900	375,800	
99	300,700	376,900	
100	301,500	378,000	
101	302,400	379,200	
102	302,900	380,300	
103	303,400	381,400	
104	303,900	382,500	
105	304,400	383,500	
106	304,800	384,500	
107	305,200	385,400	
108	305,600	386,400	
109	305,800	387,300	
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126		401,700	
127		402,400	
128		403,100	
129		403,900	
130		404,600	
131		405,300	
132		406,000	
133		406,500	
134		407,100	
135		407,700	
136		408,300	

	137		408,700		
	138		409,300		
	139		409,900		
	140		410,500		
	141		410,900		
	142		411,500		
	143		412,100		
	144		412,700		
	145		413,100		
	146		413,700		
	147		414,300		
	148		414,900		
	149		415,300		
再任用職員		225,800	275,200	329,800	412,700

備考 この表の適用をうける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

高等学校等教育職員給料表

(市町村立学校職員の給与に関する条例)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
再 任	1	148,800	192,800	330,600	423,100
	2	150,300	194,500	332,900	425,000
	3	151,800	196,200	335,200	426,900
	4	153,300	197,900	337,500	428,800
	5	154,900	199,700	339,800	430,700
	6	156,800	201,400	342,100	432,600
	7	158,600	203,100	344,400	434,500
	8	160,400	204,800	346,700	436,400
	9	162,200	206,600	348,900	438,200
	10	164,300	208,500	351,100	440,000
	11	166,300	210,400	353,300	441,900
	12	168,300	212,300	355,500	443,800
用 職	13	170,300	214,000	357,700	445,600
	14	172,500	216,000	359,700	447,500
	15	174,700	218,000	361,800	449,400
	16	176,900	220,000	363,900	451,300
	17	179,200	221,900	365,900	453,100
	18	181,800	224,600	367,900	455,000
	19	184,300	227,300	369,900	456,900
	20	186,800	230,000	371,900	458,800
員 以	21	189,300	232,800	374,000	460,600
	22	191,000	235,700	376,000	462,500
	23	192,700	238,600	378,000	464,400
	24	194,400	241,500	380,000	466,200
	25	195,900	244,300	381,600	468,000
	26	197,600	247,100	383,500	469,700
	27	199,300	249,900	385,400	471,400
	28	201,000	252,700	387,300	473,100
外 の	29	202,500	255,500	389,200	474,900
	30	204,200	258,100	391,200	476,600
	31	205,900	260,700	393,200	478,200
	32	207,600	263,300	395,200	479,900
	33	209,200	265,700	397,100	481,600
	34	211,000	268,300	398,800	482,600
	35	212,800	270,800	400,500	483,600
	36	214,600	273,300	402,300	484,600
職 員	37	216,300	275,800	403,900	485,700
	38	218,100	278,400	405,500	
	39	219,900	281,000	407,100	
	40	221,700	283,600	408,700	
	41	223,600	286,100	410,400	
	42	225,400	288,700	412,000	
	43	227,200	291,200	413,600	
	44	229,000	293,700	415,200	
職 員	45	230,900	296,000	416,900	
	46	232,600	298,700	418,500	
	47	234,300	301,400	420,100	
	48	236,000	304,100	421,700	
	49	237,600	306,600	423,400	
	50	239,300	309,100	425,000	
	51	241,000	311,600	426,600	
	52	242,700	314,100	428,200	
	53	244,100	316,500	429,900	
	54	245,800	318,700	431,500	
	55	247,400	320,900	433,100	
	56	249,100	323,100	434,700	
57	250,600	325,400	436,400		
58	252,200	327,600	438,000		
59	253,800	329,800	439,500		
60	255,400	331,900	441,100		
61	257,000	334,100	442,800		
62	258,600	336,300	444,400		
63	260,200	338,500	446,000		
64	261,700	340,700	447,600		

65	263,200	342,900	449,300
66	264,900	345,100	450,900
67	266,500	347,300	452,500
68	268,200	349,500	454,100
69	269,700	351,500	455,700
70	271,200	353,600	457,300
71	272,700	355,700	458,900
72	274,200	357,800	460,500
73	275,500	359,600	462,000
74	276,900	361,500	463,000
75	278,300	363,500	464,000
76	279,700	365,400	465,000
77	281,100	367,400	465,800
78	282,300	369,100	
79	283,500	370,800	
80	284,700	372,500	
81	286,000	374,200	
82	287,200	375,700	
83	288,400	377,200	
84	289,600	378,700	
85	290,900	380,200	
86	292,100	381,700	
87	293,300	383,200	
88	294,500	384,700	
89	295,700	386,100	
90	296,900	387,500	
91	298,100	388,900	
92	299,300	390,300	
93	300,100	391,800	
94	301,300	393,100	
95	302,500	394,400	
96	303,700	395,700	
97	304,700	397,100	
98	305,800	398,100	
99	306,900	399,200	
100	308,000	400,300	
101	308,900	401,400	
102	310,000	402,500	
103	311,100	403,600	
104	312,200	404,700	
105	313,100	405,600	
106	314,000	406,600	
107	314,900	407,600	
108	315,800	408,600	
109	316,800	409,500	
110	317,400	410,400	
111	318,000	411,300	
112	318,600	412,200	
113	319,300	412,900	
114	319,800	413,700	
115	320,300	414,500	
116	320,800	415,300	
117	321,400	416,100	
118	321,900	416,900	
119	322,400	417,600	
120	322,900	418,400	
121	323,500	419,200	
122	324,000	419,700	
123	324,500	420,200	
124	325,000	420,700	
125	325,600	421,100	
126	326,000	421,600	
127	326,400	422,100	
128	326,800	422,600	
129	327,100	423,000	
130	327,500	423,500	
131	327,900	424,000	
132	328,300	424,500	
133	328,500	424,900	
134	328,800	425,400	
135	329,100	425,900	
136	329,400	426,400	

	137	329,800	426,800		
	138	330,000			
	139	330,300			
	140	330,600			
	141	330,900			
	142	331,200			
	143	331,500			
	144	331,800			
	145	332,100			
	146	332,400			
	147	332,700			
	148	333,000			
	149	333,200			
	150	333,500			
	151	333,800			
	152	334,100			
	153	334,300			
再 任 用 職 員		234,700	278,600	336,700	423,100

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

学校栄養職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700
	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600

65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200
66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900
67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600
68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300
69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800
70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400
71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000
72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600
73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300
74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900
75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500
76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100
77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800
86		292,200	329,700	351,600	
87		292,500	330,000	352,000	
88		292,800	330,400	352,400	
89		293,200	330,900	352,900	
90		293,500	331,300	353,300	
91		293,800	331,700	353,700	
92		294,100	332,100	354,100	
93		294,500	332,600	354,600	
94		294,800	332,900	355,000	
95		295,100	333,300	355,400	
96		295,400	333,700	355,800	
97		295,800	333,900	356,300	
98		296,100	334,300	356,700	
99		296,400	334,700	357,100	
100		296,700	335,100	357,500	
101		297,100	335,300	358,000	
102		297,400	335,700	358,400	
103		297,700	336,100	358,800	
104		298,000	336,500	359,200	
105		298,300	336,700	359,700	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,900		
109			338,100		
110			338,500		
111			338,900		
112			339,300		
113			339,500		
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400

警 察 官 給 料 表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用警察官以外 の警察官	1	158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,200	333,400	362,500	397,800	439,200
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,700	449,800
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
	17	187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
	18	189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
	19	192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
	20	194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
	21	197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
	22	199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
	23	200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
	24	202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
	25	204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
	26	206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
	27	208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
	28	209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
	29	211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
	30	213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
	31	215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
	32	217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
	33	218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
	34	220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
	35	222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
	36	224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
	37	225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
	38	227,400	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
	39	229,200	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
	40	231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
	41	232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
	42	234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
	43	235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
	44	237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900
	45	238,600	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
	46	239,900	254,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	489,100
	47	241,200	256,300	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	489,700
	48	242,500	257,800	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	490,300
	49	243,600	259,100	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	490,900
	50	245,000	260,600	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	491,500
	51	246,500	262,100	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	492,100
	52	248,000	263,600	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	492,700
	53	249,200	264,900	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	493,300
	54	250,700	266,500	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	493,900
	55	252,100	268,200	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	494,500
	56	253,600	269,800	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	495,100
	57	254,900	271,200	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	495,700
	58	256,200	272,900	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	496,300
	59	257,500	274,600	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	496,900
	60	258,800	276,300	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	497,500
	61	260,100	277,900	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	498,100
	62	261,500	279,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300	469,200	498,700
	63	262,900	281,100	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900	469,800	499,300
	64	264,300	282,700	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500	470,400	499,900

65	265,700	284,300	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200
66	267,000	285,800	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800
67	268,400	287,300	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400
68	269,800	288,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000
69	271,000	290,400	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700
70	272,400	292,000	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300
71	273,800	293,600	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900
72	275,200	295,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500
73	276,700	296,600	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200
74	278,100	298,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800
75	279,500	299,600	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400
76	280,900	301,100	326,100	373,500	415,700	430,400	455,000
77	282,100	302,400	327,900	374,900	416,300	430,900	455,700
78	283,300	303,900	329,600	376,100	416,900	431,500	
79	284,500	305,400	331,200	377,300	417,500	432,100	
80	285,700	306,900	332,900	378,500	418,000	432,700	
81	287,000	308,400	334,600	379,800	418,600	433,300	
82	288,300	309,800	336,300	381,000	419,200	433,900	
83	289,600	311,200	338,000	382,200	419,800	434,500	
84	290,900	312,600	339,700	383,400	420,400	435,100	
85	292,300	313,800	341,400	384,700	420,900	435,700	
86	293,500	315,300	343,000	385,300	421,500		
87	294,700	316,800	344,600	385,900	422,100		
88	295,900	318,300	346,200	386,500	422,700		
89	297,100	319,800	347,700	387,200	423,300		
90	298,300	321,300	349,200	387,800	423,900		
91	299,500	322,800	350,700	388,400	424,500		
92	300,700	324,300	352,200	389,000	425,100		
93	301,500	325,600	353,700	389,500	425,700		
94	302,800	327,000	355,200	390,100			
95	304,100	328,400	356,700	390,700			
96	305,400	329,800	358,200	391,300			
97	306,500	331,200	359,600	391,800			
98	307,700	332,600	360,800	392,400			
99	308,900	334,000	361,900	393,000			
100	310,100	335,400	363,100	393,600			
101	311,300	336,900	364,400	394,100			
102	312,400	338,200	365,500	394,700			
103	313,500	339,500	366,700	395,300			
104	314,600	340,800	367,900	395,900			
105	315,600	342,000	369,200	396,400			
106	316,300	343,100	369,800	396,900			
107	317,000	344,200	370,400	397,400			
108	317,700	345,300	371,000	397,900			
109	318,400	346,500	371,700	398,200			
110	319,100	347,500	372,300	398,700			
111	319,800	348,500	372,900	399,200			
112	320,500	349,500	373,500	399,700			
113	321,300	350,600	374,000	400,100			
114	322,100	351,600	374,600	400,600			
115	322,900	352,600	375,200	401,100			
116	323,700	353,600	375,800	401,600			
117	324,300	354,700	376,300	402,000			
118	325,100	355,300	376,900	402,500			
119	325,900	355,900	377,500	403,000			
120	326,700	356,500	378,100	403,500			
121	327,400	357,000	378,500	403,900			
122	327,900	357,500	379,100	404,400			
123	328,400	358,000	379,700	404,900			
124	328,900	358,500	380,300	405,400			
125	329,200	359,000	380,800	405,800			
126		359,500	381,300				
127		360,000	381,800				
128		360,500	382,300				
129		361,000	382,600				
130		361,500	383,100				
131		361,900	383,600				
132		362,400	384,100				
133		362,900	384,400				
134		363,400	384,900				
135		363,900	385,300				
136		364,400	385,800				

	137		364,700	386,100						
	138		365,100	386,600						
	139		365,600	387,100						
	140		366,100	387,600						
	141		366,400	387,900						
	142		366,900							
	143		367,400							
	144		367,900							
	145		368,200							
再任用警察官		240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400

別記第2

号 給	給料月額
1	398,000
2	459,000
3	522,000
4	608,000
5	707,000
6	808,000

別記第3

号 給	給料月額
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

別記第4

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,500	円 214,000	円 258,400	円 278,700	円 294,300	円 320,300	円 363,000	円 397,300	円 449,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての特定業務等従事任期付職員に適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、158,700円又は178,800円とする。

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 145,200	円 194,800	円 288,000	円 331,400	円 391,600

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,500円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 246,500	円 260,100	円 286,400	円 328,300	円 371,400

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。

特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 159,000	円 198,300	円 266,000	円 276,400	円 293,600	円 331,700

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

別記第5

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,500	円 214,000	円 258,400	円 278,700	円 294,300	円 320,300	円 363,000	円 397,300	円 449,600

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けないすべての育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、158,700円又は178,800円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
給料月額	円 145,200	円 194,800	円 288,000	円 331,400	円 391,600

備考

- この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,500円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	円 174,600	円 184,500	円 246,500	円 260,100	円 286,400	円 328,300	円 371,400

備考

- この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、診療放射線技師、栄養士その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、204,000円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級で職種が栄養士であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、163,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員医療職給料表(3)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
給料月額	円 159,000	円 198,300	円 266,000	円 276,400	円 293,600	円 331,700

備考

- この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、206,900円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(1)

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 199,700	円 336,700	円 423,100

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第1号及び第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員中学校教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
給料月額	円 154,900	円 177,200	円 329,800	円 412,700

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育職員の給与に関する条例第2条第3号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員警察官給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 164,700	円 251,900	円 256,200	円 292,400	円 309,800	円 324,500	円 348,700	円 384,600	円 417,400

備考

- この表は、警察官の育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、197,200円とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員小学校、中学校等教育職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
給料月額	154,900	177,200	329,800	412,700

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員及び事務職員を除いたものに適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が2級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、199,700円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,500円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員高等学校等教育職員給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級
	円	円	円	円
給料月額	154,900	199,700	336,700	423,100

備考

- この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第2号に規定する職員に適用する。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が1級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、教育委員会規則で定めるところにより、174,700円又は195,900円とする。
- この表の適用を受ける育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員のうち、その職務の級が3級である育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料月額は、この表の額に7,700円を加算した額とする。

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員学校栄養職員給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	円	円	円	円	円
給料月額	163,200	184,500	246,500	260,100	286,400

備考 この表は、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員で市町村立学校職員の給与に関する条例第2条第1項第1号に規定する職員のうち学校栄養職員に適用する。